

トラノテック グローバル高利回り債券ファンド (為替ヘッジあり)

<愛称:ペンタゴン>

追加型投信／内外／債券

- 本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- 「トラノテック グローバル高利回り債券ファンド(為替ヘッジあり)」(以下「ファンド」といいます。)の募集については、発行者である TORANOTEC 投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2026 年 9 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 9 月 24 日にその効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードできるほか、取扱販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

ご購入に関しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類および属性区分							
商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ファンズ	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)
をご参照ください。

■委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕 TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 <table><tr><td colspan="2">金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第384号</td></tr><tr><td>設 立 年 月 日</td><td>平成10年7月31日</td></tr><tr><td>資 本 金</td><td>1億円</td></tr><tr><td>運用する投資信託財産の合計純資産総額</td><td>426億9,388万円</td></tr></table> (2026年7月31日現在)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第384号		設 立 年 月 日	平成10年7月31日	資 本 金	1億円	運用する投資信託財産の合計純資産総額	426億9,388万円	■ファンドに関する照会先 電話番号:03-6432-0782 (受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。) インターネットホームページ https://www.toranotecasset.com/
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第384号									
設 立 年 月 日	平成10年7月31日								
資 本 金	1億円								
運用する投資信託財産の合計純資産総額	426億9,388万円								
■受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕 株式会社 リそな銀行									



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、実質的に各国の社債に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

「トラノテック グローバル高利回り債券ファンド(為替ヘッジあり)」は、アイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンドである「Pentagon High Conviction Bond Fund」(以下「投資先ファンド1」といいます。)の米ドル建て投資証券および各国の社債を主な投資対象とし、各国の社債の動向を示す債券指数との連動を目指す上場投資信託(ETF)(以下「投資先ファンド2」といいます。 また「投資先ファンド1」および「投資先ファンド2」を総じて「投資先ファンド」ということがあります。)の投資信託証券への投資を通じて、定期的な収入と資本の安定性を提供する社債から安定的なリターンを提供することを目指しています。

投資先ファンド1の組入比率は、原則として高位を保ちます。

投資先ファンド2における運用については、後掲の「投資先ファンドについて(追加的記載事項)」をご覧ください。

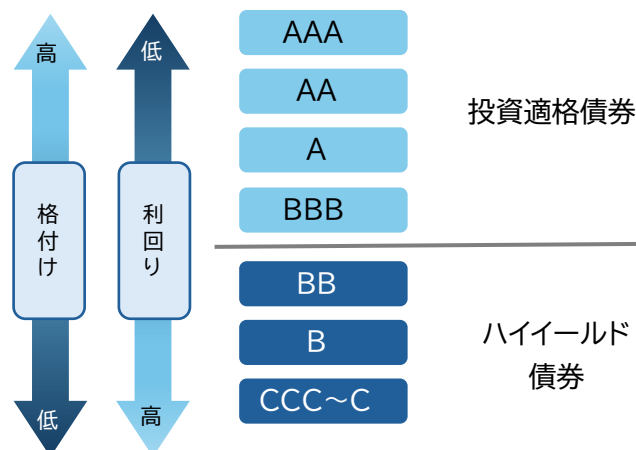
特色1 投資先ファンドへの投資を通じて、各国のハイイールド社債へ投資します。

特色2 組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行います。



ハイイールド債券(高利回り債券)とは

「ハイイールド債(High-Yield Bond)」とは、一般に、信用格付けが低く、相対的に高い利回り(イールド)を提供する社債のことを指します。投資適格債(BBB 格相当以上)と比較して、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い等の信用リスクが高い反面、利回りは相対的に高くなっています。





ファンドの目的・特色

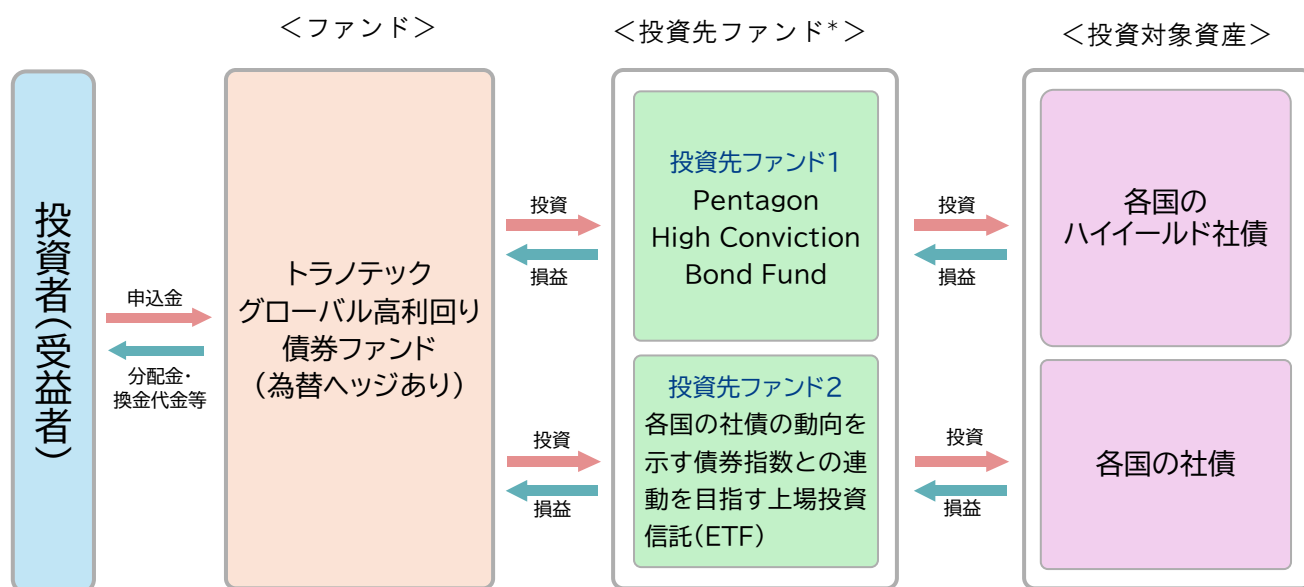
ファンドの仕組み

運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。



ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



(*) 投資先ファンドの概要については後掲「投資先ファンドについて（追加的記載事項）」をご覧ください。

投資先ファンドの詳細

投資先ファンド 1 アイルランド籍会社型投資信託 「Pentagon High Conviction Bond Fund」

- ✓ 転換社債や資産担保証券を含む社債について世界的な投資を行います。
- ✓ 運用は「ICM Investment Management Limited(ICMIM)」が行います。

ICM Investment Management Limited(ICMIM)とは



- ✓ 英国 FCA 認可の独立系運用会社

英国金融行為規制機構(FCA)に正式登録された信頼性の高い運用会社。独立系として透明性とガバナンスを重視。

- ✓ グローバルに展開する ICM グループの中核

インフラ・公益事業・資源・債券など、実物資産やクレジット市場に強みを持つ ICM グループの運用中核を担う。

- ✓ 確信に基づくアクティブ運用で超過リターンを追求

市場の非効率性に着目し、ボトムアップ分析により長期的な超過収益(レア・アルファ)を創出する運用哲学を実践。

「Pentagon High Conviction Bond Fund」の特徴

特徴 1

投資戦略とアプローチ

特定の国や業種などの制約を設けずに、世界中の企業が発行する高利回りの社債に投資

世界の企業が発行する社債の中から、厳選した銘柄に集中して投資することで、リスクを考慮した上での高いリターンを目指す



3つの基本方針に基づいて運用

- ①短期債重視(短い満期の債券への投資)
- ②企業の財務内容などの基礎的な情報に基づく調査(ボトムアップ型の分析)
- ③相場下落時の損失リスクを抑える対策(ダウンサイド・プロテクション)

価格が適正価値よりも十分に低いと判断できる場合に投資することで、損失リスクを抑えつつ高いリターンを狙う投資手法(margin of safety)

特徴 2

レア・アルファ戦略

魅力的な投資機会を見極め、機動的に投資の配分を変える「レア・アルファ戦略」を活用

- ✓ 本来の価値に比べて割安と考えられる銘柄を発掘し、魅力的な投資機会をいち早く見極め、迅速にポジションを構築する ICMIM 社独自の戦略です。
- ✓ フェアバリュー(「公正価格・妥当な価格」)の考え方を債券に応用。「本来の価値」を計算し、市場価格と比較して割安・割高を判断します。

レア・アルファ戦略の一例:

銘柄選定

格付けがあり、インデックスに採用されていない銘柄を選定
インデックス採用銘柄は市場で広く評価されており、必ずしも割安とは限らないと考えられるため

スクリーニング

選定銘柄の中から特定の条件に合う銘柄を厳選

投資

投資機会を見極め、迅速にポジションを構築



ファンドの目的・特色

特徴 3

投資プロセス



定量的

- ✓ 成長性
- ✓ 収益性
- ✓ 資金獲得力、現金収益力
- ✓ 設備投資・資本の支出
- ✓ 負債依存度・財務構造の健全性
- ✓ 負債構成



定性的

- ✓ SWOT分析:
企業の強み・課題や外部環境による成長のチャンスやリスクを整理
- ✓ 経営陣の実績:
戦略遂行力、財務規律を評価
- ✓ 依存度:
特定の商品・顧客・地域への収益集中度の確認
- ✓ コーポレート・ガバナンス
- ✓ 発行体の信用度:
訴訟や保証債務など



産業別

- ✓ PEST分析:
政治・経済・社会・技術など、業界を取り巻く外部環境を多角的に評価
- ✓ ポーター博士の提唱するファイブフォース分析:
業界の競争環境と収益性を決定する5つの競争要因を分析
- ✓ 業界の成長要因とリスク要因の特定
- ✓ 投資テーマの適合性:
世界的トレンドや長期テーマとの親和性を評価

特徴 4

詳細なファンダメンタルズ調査

ワーキング・ユニバース



ウォッチ・リスト



ポートフォリオ



十分な知見と理解を有する国・業種において、魅力的な利回りが期待できる債券を厳選



継続的にモニタリングを行い、リスク調整後リターンが魅力的になったタイミングで、投資対象としての組み入れを検討



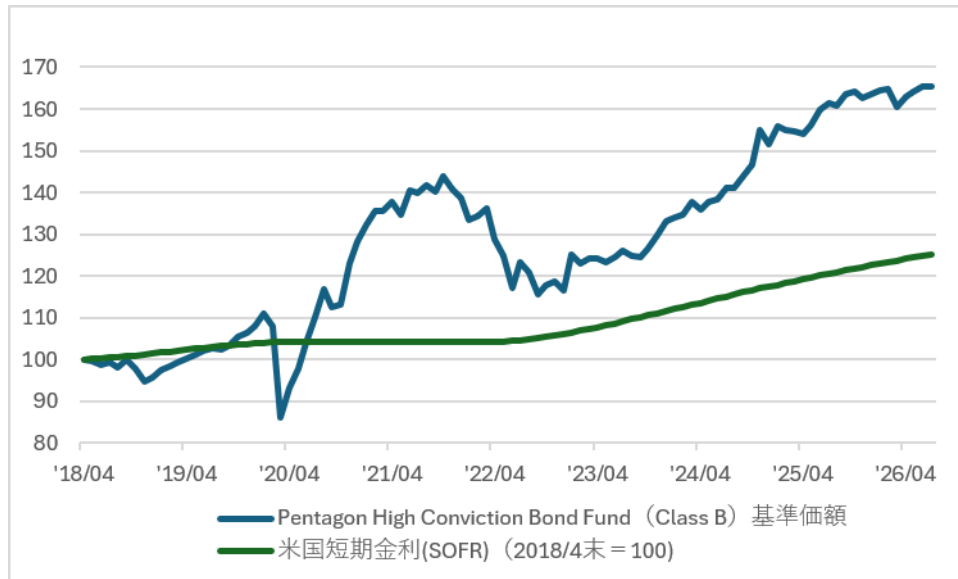
詳細かつ徹底した信用分析を経た銘柄の中から、投資価値が高いと判断した債券を厳選して組み入れ

特徴
5

米国短期金利を上回る収益を目指す運用

—当ファンドと同様の運用方針を採用する参考ファンドの運用実績—

(ご参考)「Pentagon High Conviction Bond Fund(Class B)」の運用実績と米国短期金利



※上記は、当ファンドの投資先ファンド 1 と同様の運用方針に基づき運用されている「Pentagon High Conviction Bond Fund(Class B)」(以下「参考ファンド」といいます。)の運用実績であり、当ファンドの投資先ファンド 1 の運用実績ではありません。参考ファンドは、当ファンドの投資先ファンド 1 と同様の運用方針に基づき運用されていますが、当ファンドは原則として為替ヘッジを行うため、為替変動の影響等により、参考ファンドの基準価額の値動きとは異なる場合があります。

※上記、参考ファンドの運用実績は、当ファンドの運用実績を示すものではなく、当ファンドの将来の運用成果を示唆又は保証するものではありません。

※「Pentagon High Conviction Bond Fund (Class B)」は 2018 年 4 月設定時の基準価額(100 米ドル)、米国短期金利(SOFR)は、2018 年 4 月を 100 として指数化した騰落率を表示しています。

(出所) ICMIM のデータを基に TORANOTEC 投信投資顧問株式会社が作成

特徴
6

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います

- ✓ 外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替リスクを完全に排除できるものではありません。
- ✓ 外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定します。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産へ投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれで 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

年 2 回の決算時(毎年 3 月 24 日および 9 月 24 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が、信託財産の成長に資することを目的に、上記①の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

投資先ファンドについて(追加的記載事項)

投資先ファンド 1



アイルランド籍会社型投資信託「BRIDGE UCITS FUNDS ICAV」のサブファンド
「Pentagon High Conviction Bond Fund」の概要

ファンド名	BRIDGE UCITS FUNDS ICAV- Pentagon High Conviction Bond Fund (以下「Pentagon」といいます。)
形態／表示通貨	アイルランド籍会社型投資信託／米ドル建て
運用の基本方針	Pentagon は、グローバルで制約のないリサーチ主導型の確信度が高い社債ポートフォリオを通じて、投資家に魅力的なリスク調整後リターンを提供することを目指しています。
主な投資対象	Pentagon は、転換社債や資産担保証券を含む社債について世界的な投資を行います。
投資態度	ファンドの主たる目的は、投資家に対して長期的にリスク調整後でプラスのリターンを提供することです。ファンドはこの目的を達成するため、バリュー、ボトムアップへのフォーカス、絶対リターンという 3 つの基本的な投資の柱に従います。 ① ファンドは、バリュー投資がリスクを低減させながら高いリターンを得る可能性を最大化すると考えています。 ② ファンドは、厳密なファンダメンタル分析を行った結果、価格が誤って設定されている等により、キャピタルゲインと継続的なインカムゲインが期待でき、さらに、債券を発行する会社の資産に対して、上位の担保権を得ることができるグローバルな社債のポートフォリオに投資します。 ③ ファンドは、ベンチマークに対する相対的なリターンに注力すると、バリュー投資から外れたパッシブ投資となり凡庸なリターンに終わる可能性が高くなるため、ベンチマークに関係なく時間をかけてプラスのリターンを提供することに焦点を当てた絶対リターンの提供を目指します。 *市場動向および資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	各債券への投資上限は、UCITSガイドラインに準拠して原則として10%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
運用管理費用	純資産総額に対して最大 0.35%(年率)
投資運用会社	Bridge Fund Management Limited ICM Investment Management Limited

投資先ファンド 2

「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF(為替ヘッジあり)」の概要

ファンド名	i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF(為替ヘッジあり)
商品分類	追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型
投資対象	投資対象有価証券は、ブラックロック・グループが運用する米ドル建てのハイイールド社債に投資する上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)および米ドル建てのハイイールド社債とします。
上場市場	東京証券取引所(銘柄コード:1497)
運用管理費用	0.6380%(年率)(税込)
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社

※「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF(為替ヘッジあり)」については、今後、同等の投資方針(対象)のETF、またはマネーリザーブドファンドに変更される可能性があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社以外の販売会社を通じてご購入される場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。



主な変動要因

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

※基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

価 格 変 動 リ ス ク

ファンドの主な投資先である投資先ファンドが保有する債券ポートフォリオ(以下、「債券ポートフォリオ」といいます。)の価値は変動する可能性があります。これにより、ファンドの基準価額も変動します。

金 利 変 動 リ ス ク

ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて債券等に投資します。債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、残存期間の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

信 用 リ ス ク リ ス ク

信用リスクとは、ファンドが、投資先ファンドを通じて、実質的に投資する公社債および短期金融商品等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為 替 変 動 リ ス ク

ファンドは、主にアイルランド籍の米ドル建て投資証券を中心とした外貨建資産へ投資を行います。ファンドでは対円によるヘッジ効果が得られるように運営して、円高局面による為替リスクの低減を図っていますが、投資先ファンドの保有資産の価格変動によっては完全にヘッジできないことがあります。また、円安局面では、為替による利益を享受できないこととなります。さらに、円金利が投資先ファンドの表示通貨である米ドル金利より低い場合、米ドル金利と円金利差に相当するヘッジコストがかかることにご留意ください。

カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、または混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。ファンドの実質的な投資先となっている国(地域)がこうした状態に陥った場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。ファンドが投資先ファンドを通じて投資しようとする公社債の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い公社債を売却する場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する可能性があります。

上記のほか「外国投資信託に関するリスク」「委託会社、受託会社、販売会社などの破綻リスク」「投資先ファンド形態のリスク」があります。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意事項
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部またはファンド推進部、ファンド管理部及びコンプライアンス部並びに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そしてコンプライアンス委員会において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

※リスクの管理体制は2026年7月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

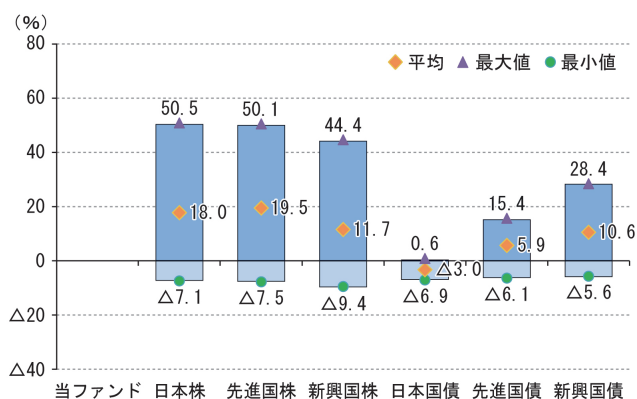
参考情報

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

代表的な資産クラス(2021年8月～2026年7月)



※上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は、グラフ右上の期間の各月末における直近 1 年間の騰落率の平均・最大・最小について表示したものです。なお、ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため、表示しておりません。

出所: Bloomberg のデータを基に TORANOTEC 投信投資顧問株式会社が作成

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

※各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス (円ベース)
- 新興国株…ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス (円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債…FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス (円ベース)

●東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) (以下「配当込みTOPIX」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、配当込みTOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は J P X に帰属します。株式会社 J P X 総研は、配当込みTOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、配当込みTOPIXの算出、公表方法の変更、公表の停止または配当込みTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

●ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。

●ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。

●NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (以下、「NFR」といいます。)が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債はNFRの知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、NFRは一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRに帰属します。

●FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

<基準価額・純資産の推移>

該当事項はありません。

<分配の推移>

該当事項はありません。

<主要な資産の状況>

該当事項はありません。

<年間収益率の推移>

該当事項はありません。

なお、ファンドのベンチマークは、ありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにおいて開示している場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初自己設定:2026年9月24日 継続申込期間:2026年9月25日から2027年12月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口1円) ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。
購入申込単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
購入申込締切時間	原則として、購入申込受付日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降の販売会社の定める日より販売会社でお支払いします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、換金申込受付日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを正式な売却申込として受け付けます。また、同日の同時刻までに事務手続きが完了しないものについては、既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことがあります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。
購入および換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入申込日および換金申込日が下記のいずれかに該当する場合(以下「申込不可日」といいます。)は、購入・換金のお申込みの受付は行いません。 ・イギリスとアイルランドの銀行休業日 ・東京証券取引所の休業日 今後、投資対象の拡大に応じて、委託会社が別途定めることにより、受益者に通知のうえ、申込不可日を追加または変更することができます。 ※申込不可日については、販売会社までお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。 ※販売会社により、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託期間	無期限
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります
決算日	原則、毎年3月24日および9月24日(休業日の場合は翌営業日)※初回決算日は2027年3月24日
収益分配	年2回の決算時に以下の収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が、信託財産の成長に資することを目的に、前項の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、 https://www.toranotecasset.com に電子公告を掲載します。
運用状況に係る情報	毎年3月および9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に提供します。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	取得申込受付日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、3.30%(税抜 3.00%)の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	フ ン ド	信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年率 1.3475%(税抜 1.225%) の率を乗じて得た額とします。 *信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。		
		支払先	料率(年率)	役務の内容
		委託会社	0.66% (税抜 0.60%)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等
		販売会社	0.66% (税抜 0.60%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	0.0275% (税抜 0.025%)	ファンド財産の保管管理、委託会社からの指図の実行等		
	投資対象とする投資信託証券 (年率)	投資先ファンド1 最大 0.35% 投資先ファンド2 0.6380%(税込) ※投資先ファンドの信託報酬等の詳細は前掲の「投資先ファンドについて(追加的記載事項)」をご参照ください。		
	実質的な負担 (概算)	最大 年率 1.6975% (税抜 1.575%) ※原則として組入比率を高位に保つ投資先ファンド1にファンドの純資産総額の99.9%を投資したと仮定した場合の値です。 ※ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率の概算値になります。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。		
その他の費用・手数料	ファンドの保有期間中その都度ファンドから支払われます。 (1)ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用/投資信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用等 (2)有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用/目論見書および販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用/運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。)/ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用等 (3)(2)の項目については純資産総額に対し 年率 0.11%(税抜 0.1%) を上限(ただし、変更される場合があります。)としてファンドより支払われます。 ※その他の費用・手数料の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。 ※投資者(受益者)の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。			



手続・手数料等

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税、復興特別所得税 および 地 方 税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換 金（解 約）時 および 償 還 時	所得税、復興特別所得税 および 地 方 税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は、2026年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。